

公務員コースに関する内規
(2020年度以降入学者適用)

(2021年4月1日制定)

(目的)

第1条 この内規は、公務員コースに関する事項について定めることを目的とする。

(公務員コース)

(参加者の選抜方法)

第2条 参加者の決定は、本学のキャリアセンターが行う。

(参加の条件)

第3条 公務員コースに参加するための条件は以下のとおりとする。

- ① 各学部で2年次に在籍していること。
- ② 本学キャリアセンターが開講する公務員対策講座を受講すること。
- ③ 公務員対策講座の受講に必要な学費等については、参加学生がキャリアセンターに納入すること。

(公務員コースの履修科目及び履修方法)

第5条 公務員コースに参加する学生は、自身が所属する専攻の必修科目・選択必修科目のほか、指定された科目を以下のとおり履修しなければならない。

履修年次・学期	科目名(単位数)
2年次第1学期	基礎・学際演習A(2)
2年次第2学期	基礎・学際演習B(2)
3年次第1学期	基礎・学際演習C・D(各2)
3年次第2学期	基礎・学際演習E・F(各2)

(コーディネータ)

第6条 公務員コース全体の運営、カリキュラム編成等の責任者として、コーディネータ(コース担当教員)を置く。

(継続及び離脱)

第7条 公務員コースに参加する学生に対して継続の意思確認及び履修指導はコーディネータが行う。

2 公務員コースに参加する学生が以下の事由のいずれかに該当する場合は、コースから離脱させることがある。

- ① 学生が離脱を希望し、コーディネータが許可した場合。
- ② 経済的事情等により、提携校での継続的な学修が困難な場合。
- ③ 学習意欲がないとコーディネータが判断した場合や、著しく成績が悪い場合。
- ④ 前項の継続手続きを怠った場合。
- ⑤ 前各号のほか、コーディネータが止むを得ないと判断した場合。

3 各コースから離脱した場合でも、公務員コースにおける既修得単位は卒業要件単位として有効なものとする。

4 一度、納入された公務員コースの受講料は原則返還しない。

(事務の所管)

第8条 この内規に関する事務は、教務・教育企画室が所管する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、各学部運営委員会の議を経て行う。

附 則

1 この内規は、2021年4月1日から施行する。